

柴原地域包括支援センター（指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が開設する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行なう指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行なうものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なうものとする。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行なうものとする。

4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業の運営に当たっては、豊中市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めるものとする。

6 上記のほか、「豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成26年豊中市条例第65号。以下、「条例」という。）に定める内容を遵守するものとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 柴原地域包括支援センター
- 2 所在地 大阪府豊中市刀根山元町5番60号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤・担当職員のうち1名が兼務）
 - ア 管理者はセンターの担当職員の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行なうものとする。

イ 管理者はセンターの従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

2 担当職員

保健師または看護師 3名以上（常勤）

主任介護支援専門員 3名以上（常勤）

社会福祉士 3名以上（常勤）

※上記三職種のうち1名が管理者兼務

介護支援専門員 必要数（非常勤）

ア 担当職員は要支援者からの相談に応じるほか、依頼による介護予防サービス・支援計画の作成、サービス調整業務、要支援者等へのモニタリング等一連のマネジメント業務に従事するものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までの各日とする。（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）

2 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。

（指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容）

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号 第29条から第31条の規定）に従って実施

② 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター内又は自宅とする。

③ サービス担当者会議について

1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業者内又は自宅とする。

2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

④ 担当職員による居宅訪問頻度等

1) 提供開始月

2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回

3) サービスの評価期間が終了する月

4) 状況に利用者の著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

（利用料金等）

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示及び豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額とする。

- 1 提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書又は介護予防ケアマネジメント提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊中市北西部圏域(柴原包括担当圏域内)とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第9条 センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 2 センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 3 センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第10条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。
- 2 センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第11条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に係る利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関し、介護保険法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業者は、提示した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止)

- 第12条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

- 2 センターは、利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、市町村に通報すると共に、関係機関と連携しその解決のために必要な措置を講ずる。

(身体拘束等の原則禁止)

第13条 センターは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 センターは、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第14条 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第15条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護予防支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 センターは、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、センターの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) センターにおいて、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研

修及び訓練を定期的実施すること。

(秘密の保持)

第 17 条 担当職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続するものとする。

2 センターは、担当者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 センターは、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならない。

(運営に関する留意事項)

第 18 条 事業の社会的使命を十分に認識し、常に担当職員の資質向上を図るため、事業の担当者に対し研修等の機会を設けるとともに、業務体制の整備を図るものとする。

2 センターは、指定介護予防支援に関する条例で定める記録を整備し、条例で定める日から 5 年間保存するものとする。

3 センターは介護予防ケアマネジメントに関する市要綱で定める記録を整備し、市要綱で定める日から 5 年間保存するものとする。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、豊中市、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団理事長とセンターの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 11 月 10 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 3 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 7 月 1 0 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 2 6 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。